

## 可児市農業委員会第12回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年11月24日(火)午後1時30分から2時40分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課 長 堀部 建樹、係長 渡邊 義信、書記 山本 尚美
議案	第70号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第71号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第72号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第73号 土地現況確認書(非農地)の証明について 第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第76号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議事	局長 事務局 開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局から議案書の一箇所訂正がありますので、よろしくお願いします。 第12回可児市農業委員会総会議案の7頁を開いて下さい。受付番号1、塩河字上ノ段外1筆の土地の利用権を設定する者が亡くなられて、相続されましたので訂正をお願いします。以上です
議長	平成27年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は19名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、18番土田幸嗣委員、19番仙石廣男委員の両名を指名します。

議 長 日程第 2、議案第 70 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 議案第 70 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権の移転 1 件の申請があります。

議 長 受付番号 1 の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の広見の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

議 長 土地の概要は、広見字野田、地目は畑で、面積は 522 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外における農地です。

議 長 譲受人は、申請地に隣接して居住しており、申請地西側の畑等が道路に接していないため、申請地は通路としても必要となる。取得して通路及び耕作地とすとなっています。譲受後の耕作面積は 3,454 m<sup>2</sup>となります。

議 長 本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号 1 広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号 1 について、5 番可児が報告します。

議 長 譲受人の家すぐ隣の畑で、現在きれいに耕作されております。西側に譲受人の畑があり、申請地の真ん中を通路のように使われているということで、申請者は親戚関係ということもあり譲渡されるということで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 2、議案第 70 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 3、議案第 71 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 議案第 71 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 6 件の申請があります。

議 長 受付番号 1 の案件は、譲渡人の名古屋市西区の方と譲受人の愛知県弥富市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

議 長 土地の概要は、中恵土字南欠、地目は畑、面積は 991 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は畑、南側は山林、北側は道路、自治会管理の土地と宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地に太陽光発電設備 38.5 k w を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所まで 440m となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の瀬田の方と譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字半ノ木、地目は畑、面積は 586 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側と南側は水路、北側は道路と水路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地に個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の羽崎の方と譲受人の緑ヶ丘の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字道北、地目は畑、面積は 4.54 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は譲受人の宅地、南側は譲受人の宅地、北側は宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は隣接する宅地の一部として、個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅が連たんしているとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑、面積は 341 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲渡人の山林、西側は道路、南側は譲受人の宅地、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅が連たんしているとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になる

ことはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の東京都小平市の方外1名と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡外2筆、地目は畑、面積は合計654㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は畑と宅地、南側は宅地及び譲渡人の宅地、北側は転用許可済み地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地南側隣接の宅地を一体利用して、譲受人が経営する法人（労働派遣業）の社員駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝及び地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で1筆について、5条事業計画変更申請受付番号1が同時提出されております。

受付番号6の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方外1名と譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字池田、地目は現況畑、面積は282.15㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は転用許可済地、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路自費工事により道路側溝へ接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1中恵土お願いします。

山田委員

受付番号1について、7番山田が報告します。

周りには住宅があり、南側は竹やぶ、雑草が生い茂りかなり荒地になっていますが、太陽光発電設備ということで、このまま耕作放棄地にするより有効利用すればいいかと思ひます。雨水は自然浸透、申請地は南の方へなだらかな傾斜になっており、農業用水への影響はないと思ひます。

議長

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2瀬田お願いします。

渡邊委員

受付番号2について、14番渡邊が報告します。

東側は道路、西側は住宅と畑、南側は住宅、北側は道路で、周りに水路があります。雨水については道路の側溝へ、上下水道は前面道路の埋設管に接続、農業用水への影響

議 長 奥村委員 はないと思われまので、問題ないと思います。  
 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3羽崎お願いします。  
 受付番号3について、1番奥村が報告します。  
 隣の方が外壁をコンクリートで打った時に、誤って一部残った分を譲渡するというこ  
 とで、面積も少ないですので、問題ないと思います。

議 長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号4土田お願いします。  
 受付番号4について、10番井藤が報告します。  
 南側に譲受人の宅地があり、息子の家を建てるということで、上水道は前面道路から、  
 下水は既設の埋設管へ、雨水は前面の側溝ということで、農地に対する影響はないと思  
 います。

議 長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5土田ですが、事変もでておりますので、  
 よろしくお願いします。  
 受付番号5について、10番井藤が報告します。  
 以前、申請地の一部が個人住宅を建てるという計画をされていましたが、資金不足と  
 いうことで、売買して駐車場にしたいという申請で、上下水道は接続不要、雨水は前面  
 道路側溝と地下浸透という計画で、隣地の同意も得ており、問題ないと思います。

議 長 大澤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6川合お願いします。  
 受付番号6について、12番大澤が報告します。  
 この土地については、地目が宅地、現況は作付けしたような、してないような土地で  
 すが、事務局に尋ねますと、現況が畑なので農地転用が必要ということです。  
 ここについては、第1種住居地域ですので、上水、下水、排水関係もできております  
 ので、転用するには問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意  
 見、ご質問はございませんか。  
 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第71号、農地法第5  
 条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見  
 については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。  
 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第4、議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
 に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、  
 説明させていただきます。今回は1件の申請です。  
 受付番号1の案件は、当初事業者は、隣接地と一体で住宅敷地にする予定であったが、  
 資金不足により断念し、農地のまま事業計画変更者に譲渡し、駐車場として利用する目  
 的のため承認を求めるものです。  
 当初事業者である譲渡人の東京都小平市の方と事業承継者である譲受人の土田の方  
 との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場とするためのものです。  
 土地の概要は、土田字渡、地目は畑、面積は190㎡、第1種住居地域内の農地で、申  
 請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は譲渡人の宅地、北側は転用申請の畑となってお

り、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地南側隣接の宅地と一体利用して、譲受人が経営する法人（労働派遣業）の社員駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地のまま事業計画変更により、関連案件で5条申請受付番号5が同時提出されております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から、発言をお願いします。受付番号1土田をお願いします。

井藤委員 受付番号1について、10番井藤が報告します。

何年に農転したかはわかりませんが、資金不足で頓挫した土地であり、すでに農地転用できた土地に5条の5番と併用した事業計画変更ということです。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。日程第4、議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第73号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第73号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は2件の申請があります。

受付番号1の案件は、塩の方が所有する畑です。

土地の概要は、塩字庵之洞、地目は畑、面積は1,256㎡。進入路がなく急傾斜であり、平成5年から7年頃に桧を植林して山林化し、現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号2の案件は、犬山市の方が所有する畑です。

土地の概要は、東帷子字吉養寺外1筆、地目は畑、面積は合計504㎡。昭和44年に住宅を建築して、宅地として利用し、現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1塩をお願いします。

吉田委員 受付番号1について、3番吉田が報告します。

現在は桧が植えてあり、進入路がなく傾斜のきつい所で、すでに桧も高木になっており、畑として使えるような所ではないので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2東帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号2について、16番勝野が報告します。

昭和 44 年頃、北側にある母屋の離れが古くなったため、南側の畑を使って住宅を建てたということで、それが平成 2 年に相続されました。現在、住宅として使ってみるのは間違いないので、致し方ないかなと考えます。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

杉本委員 受付番号 2 について、始末書もなしで、事後でいいということですか。

事務局 実際に始末書は添付されていませんが、現地確認の時に所有者の方に伺ったところ、本人は知らずに相続してそのままに現在に至っているということで、昭和 44 年頃などは建築確認は農業委員会を通してということをやらずにきていた部分があります。今は新たに建てる所については話がありますのでわかりますが、その頃は農業委員会を通していないので、見落としもあるということで、今後は考えていかななくてはならないと思います。

菱川委員 昭和 44 年のことはわかりましたが、平成 2 年に相続された時にはわからなかったのでしょうか。

事務局 相続の届出の時にわかったかもしれませんが、何かの時にしかこのように出てこないということですが。

杉本委員 何でもかんでも済んでしまったことを認めてしまえば、農業委員会の価値感がなくなるので、そういうことがわかった場合は本人にちゃんと説明しなければいけない。

事務局 そのうえで、きちんと申請してもらったほうがいいと思います。

事務局 そのとおりですので、相続の届出の時にわかれば、違反している行為ですので、その辺を承知していただいて、早急に改善していただきたいということを、文書か口頭で話して進めていきたいと思います。

議長 本来は転用があって宅地にするべき話ですので、20年ほったらかしにして黙っていれば非農地にしてもらえると、本人はそういう考えではないかもしれませんが、忘れていたということもありうると思いますので、わかり次第適宜事務局から話をしていきたいと思います。以上です。

議長 他にご意見はありませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。日程第5、議案第73号、土地現況確認申請書（非農地）の承認については、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、受付番号1については、これを判断し、通知することに、受付番号2については、これを証明し、県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、受付番号1については、通知することに、受付番号2については、県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借1件、1,637㎡、解除条件付使用貸借2件、8,630

m<sup>2</sup>、合計10,267m<sup>2</sup>の集積となります。

受付番号1と2は、同じ借人でありますので、まとめて説明させていただきます。

貸人の塩河の方外1名と借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。

説明資料21ページ、受付番号1貸人の名前を訂正願います。

土地の概要は、塩河字上ノ段外4筆、地目はすべて田、面積は合計8,630m<sup>2</sup>、新規設定で、平成32年までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号3は、貸人の二野の方と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字高坪外2筆、地目はすべて田、面積は合計1,637 m<sup>2</sup>、新規設定で平成37年までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議 長 日程第7、議案第75号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題とします。

なお、この案件は、1番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、1番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第75号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、久々利字高坪外2筆、地目はすべて田、面積は合計1,637 m<sup>2</sup>、新規設定で平成37年までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。



議 長 【意見なしの声多数あり】  
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、議案第75号、農地中間管理  
 事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見につ  
 いて、に対する意見はなしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】  
 異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告  
 します。ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。  
 （奥村武司委員着席）

議 長 日程第8、議案第76号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、  
 を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第76号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明させて  
 いただきます。今回は11月1日から11月23日までに受理した1件の案件について報告させ  
 ていただきます。  
 富加町の方からの届出の案件は、畑2筆、面積は合計321㎡です。相続により所有権を  
 取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。  
 以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何か  
 ご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 先ほどの説明で、こういう届出があったときに、登記簿が畑、現況が宅地ですが、こ  
 ういうのを指導すると言われましたが、本当に指導していかれるのですか。

事 務 局 今回できてきましたので、話をしていこうと思って降ります。

議 長 大澤委員、よろしいですか。

大澤委員 やっていただければ結構ですが、大変だと思いますので、ご苦労さまです。

議 長 事務局、よろしくをお願いします。  
 他に、ございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】  
 ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。  
 委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。  
 これをもちまして、平成27年第12回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。  
 誠に、ご苦労様でございました。